

第1回 地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議



北九州市における 現状と取組等について

令和8年5月27日
北九州市教育委員会

学校部活動とは

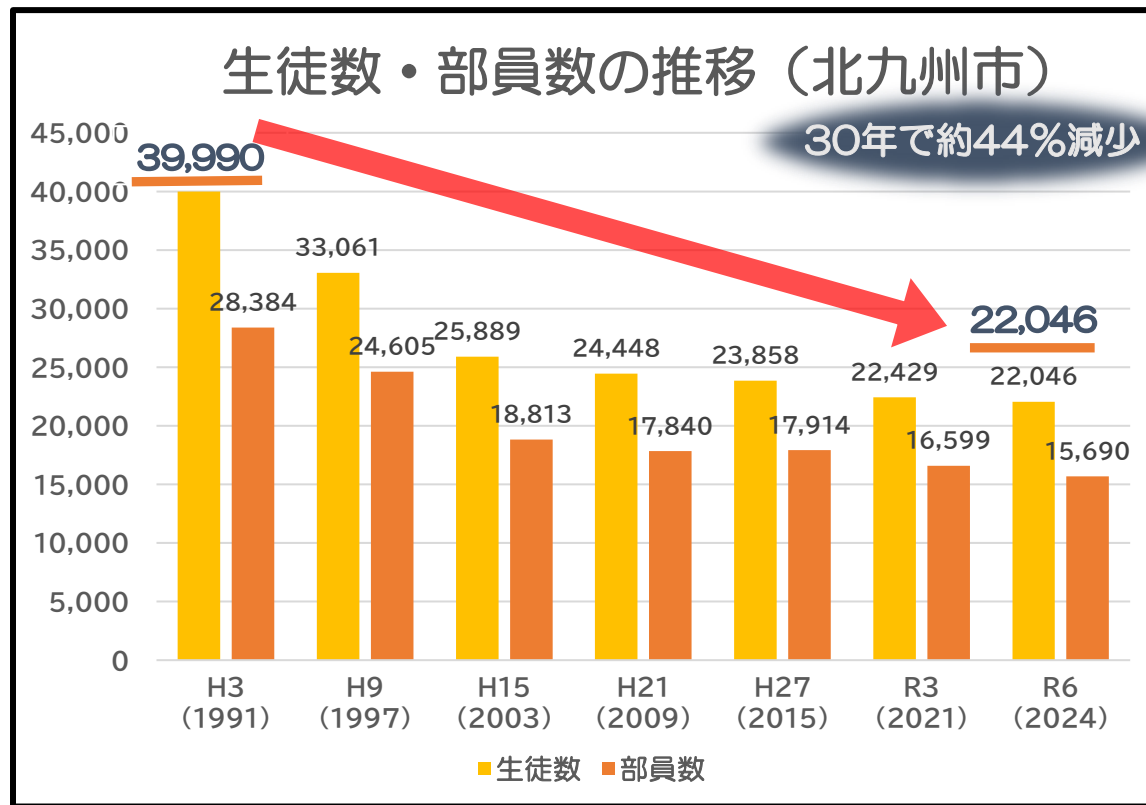
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの
- スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の向上に資するもの
- 異年齢との交流の中で人間関係の構築、自己肯定感の向上など、その教育的意義は高い
- 教育課程内の活動との関連を図る中でより効果あり
- 教育活動の一環であるが、「教育課程外」の活動

課題

- 少子化による活動機会の減少
- 教員の働き方改革（時間外在校等時間は原則月45時間以内）
- 専門的な指導が受けられないケースも

学校部活動について

少子化により学校部活動の運営が困難に



さらに10年後には
生徒数が今の7割に…



やりたい競技の
部活がない…



多くの人と
練習したい…

北九州市の子どもたちの声

北九州市教育委員会「部活動地域移行に関するアンケート 調査結果」(令和5年10月)等による

学校にない活動
をやってみたい

いろいろな人と
交流したい

専門的な指導
を受けて技術
を高めたい

休日は自分の
時間が欲しい



子どもたちの声に寄り添うために…

国の動向について

○スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号) ※令和七年改正

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

国の動向について

2025年（令和7年）12月 文部科学省 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する 総合的なガイドライン」公表

改革 理念

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・
文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実

教育的意義
多種多様な活動
新たな価値

改革 期間

R8年度	R9年度	R10年度	中間 評価 	R11年度	R12年度	R13年度
改革実行期間（前期）				改革実行期間（後期）		

取組 方針

休日

改革実行期間内に、原則全ての学校部活動において
地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進

認定 制度

国が定めた要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ
活動の認定を行う仕組みを構築

令和9年9月から

休日の学校部活動は地域クラブ活動に展開

休日 段階的に学校部活動は休養日に

R7.9～ 毎月第1土曜とその翌日曜

R8.9～ 毎月第1・3土曜とその翌日曜

R9.9～ すべての土曜日曜と祝日

平日 当面の間、学校部活動は継続



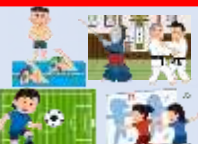
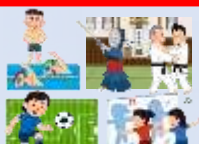
地域と学校が連携して推進

◆地域クラブ活動の意義・目指す姿

- 複数の種目等に取り組むなど、多様な体験と選択肢の拡大
- 専門的な技術指導など必要な資質を備えた指導者による指導
- 学校を超えた多くの仲間や地域の幅広い世代の人との交流

⇒ (目指す姿) 地域クラブ活動を通じて、子どもたちが自分の可能性を信じて自己実現につながるチャレンジができる

北九州市部活動地域展開推進計画の概要等（活動イメージ）

実施団体のパターン例 ※「地域クラブ」は 「北九州市地域クラブ」を想定	平日の放課後					休日	
	月	火	水	木	金	土	日
 学校部活動 - 平日のみ活動 - 休日は活動なし - 教員等が指導	 教職員が 顧問	 教職員が 顧問		 教職員が 顧問	 教職員が 顧問		
 保護者会 地域クラブ - 参加生徒の保護者 会が運営 - 研修を受講した 教員などが指導	平日も地域クラブとして活動する場合がある ※学校部活動に影響しないように調整が必要 ※教員が地域クラブで指導する場合は勤務時間外に行う					 地域クラブ 活動	
 新たな 地域クラブ - 地域の有志が地域 クラブを立ち上げ - 研修を受講した 地域指導者が指導						 地域クラブ 活動	
 既存の クラブチーム - NPO法人などが 運営するクラブ 〇〇道場や△△教室 など	 クラブチーム など		 クラブチーム など		 クラブチーム など	 クラブチーム など	 クラブチーム など

- ・「活動しない」「学校部活動のみ」「既存のクラブチームで活動」などを生徒が選択
- ・平日に学校部活動に参加している生徒も、休日の地域クラブで活動可能

北九州市部活動地域展開推進計画の概要等（活動パターン）

活動のパターン例 ※「地域クラブ」は 「北九州市地域クラブ」を想定	平日の放課後					休日	
	月	火	水	木	金	土	日
 Aさん（バスケット） ・平日は学校部活動 ・休日は地域クラブで活動	 学校部活動	 学校部活動		 学校部活動	 学校部活動	 地域クラブ活動	
 Bさん（合唱） ・平日のみ学校部活動 ・休日は活動なし		 学校部活動	 学校部活動	 学校部活動	 学校部活動		
 Cさん（柔道） ・平日も休日も地域クラブで活動 ※平日の活動がある場合	 地域クラブ活動		 地域クラブ活動	 地域クラブ活動	 地域クラブ活動	 地域クラブ活動	
 Dさん（サッカー） ・平日は陸上部 ・休日は地域クラブでサッカー	 学校部活動	 学校部活動		 学校部活動	 学校部活動		 地域クラブ活動

学校部活動及び北九州市地域クラブ活動は、市のガイドラインに基づき、
「土・日曜日のいずれか一方を休養日」「平日に週当たり1日以上休養日」を設定

北九州市部活動地域展開推進計画の概要等（指導パターン）

指導のパターン例 ※「地域クラブ」は 「北九州市地域クラブ」を想定	平日の放課後					休日	
	月	火	水	木	金	土	日
 Aさん ・平日は陸上部顧問 ・休日は指導なし	 部活動 顧問	 部活動 顧問		 部活動 顧問	 部活動 顧問		
 Bさん ・平日はバスケ部顧問 ・休日は地域クラブで バスケ指導		 部活動 顧問	 部活動 顧問	 部活動 顧問	 部活動 顧問	 地域クラブ 指導者	
 Cさん ・平日は柔道部顧問 ・休日は地域クラブで 専門の吹奏楽指導	 部活動 顧問		 部活動 顧問	 部活動 顧問	 部活動 顧問	 地域クラブ 指導者	
 Dさん 平日の勤務時間外と休日 に地域クラブで専門の バレー指導 ※平日も活動するクラブの場合		 地域クラブ 指導者	 地域クラブ 指導者		 地域クラブ 指導者	 地域クラブ 指導者	

教職員が報酬を得て地域クラブ活動に指導者として従事する場合は、兼職兼業の許可を得ます。※ボランティアで行う場合を除く

北九州市部活動地域展開推進計画の概要等（スケジュール）

		R7年度		R8年度		R9年度	
		4月	9月	4月	9月	4月	9月
学校 部活動	平日	当面の間、市のガイドラインに沿って活動					
	土日・祝	土日いずれか一方を休養日				全ての 休日が 休養日	
		第1土曜・翌日曜を休養日		第1・3土曜・翌日曜を休養日			
北九州市 地域クラブ	平日	平日の活動ができる地域クラブは活動可能					
	土日・祝	部活動の休養日を中心に活動					
R7年度入学生徒		中学1年		中学2年		中学3年	
R8年度入学生徒		小学6年生		中学1年		中学2年	
R9年度入学生徒		小学5年生		小学6年生		中学1年	

地域クラブ活動の推進に向けた北九州市の取組

「北九州市地域クラブ」 認定制度

要件を満たした地域クラブ
を教育委員会が認定

- ・参加費受益者負担
- ・市ガイドライン準拠
- ・指導者研修会受講必須
- ・学校施設優先使用
- ・保険加入必須 など

関係書類は市HPに掲載

指導者研修会

市ガイドラインの内容につ
いて研修会を実施

- ・安全安心がテーマ
- ・受講者に登録番号付与
- ・見守りの保護者も受講
- ・1年ごとに更新

日時・場所は市HPに掲載

コーディネーター・ 相談窓口の設置

地域クラブ立ち上げを支援、
学校との調整を実施

- ・教育委員会に窓口設置
- ・教育関係者が対応

お問い合わせ・相談は
教育委員会生徒指導課へ



「北九州市地域クラブ」 認定制度

「認定要綱」の要件を満たした地域クラブを
教育委員会が「北九州市地域クラブ」として認定



地域クラブ活動の推進に向けた北九州市の取組

①組織をつくる

【一例】



(副代表) (会計) (事務局)

※最小人数は代表と監事の2名で立ち上げが可能



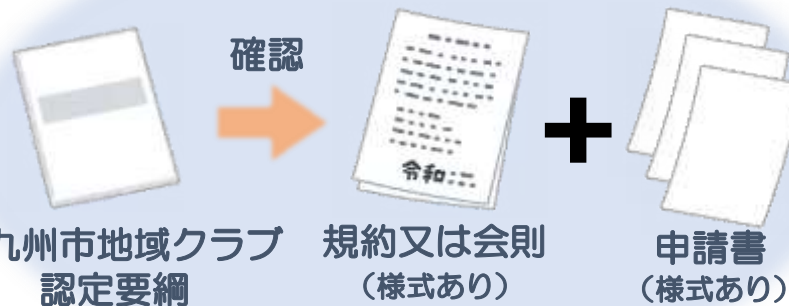
指導者

※代表者等が指導者を兼ねる場合もある

※規約等の検討会議の目安
2時間×2回
※定期役員会など
月1回2時間程度

②書類を作成する

※作成時間
2時間程度
(事務局)



※会費や活動場所などを決めておく

③教育委員会に申請する



申請

認定



※電子申請または
持参・郵送

申請



※学校施設を利用
する場合は学校に
申請が必要

※認定までに1カ月程度の時間を要します。

④参加者を登録する

※新規登録
3時間程度
(事務局)



名簿作成



保険加入

⑤活動開始



会費徴収
報酬支払

※月1回徴収・支払い
月2時間程度(会計)

地域クラブ指導者研修会



受講



自営業など



会社員など



指導を希望する
教職員



保護者・地域
の方々



大学生など

- 教育委員会主催の研修会
- 生徒の安心・安全がテーマ
- ガイドラインの内容を共有
- 事前申込が必要
- 修了後に受講認定証を発行
- 有効期限は翌年8月31日

(1月～3月受講は当年8月31日)

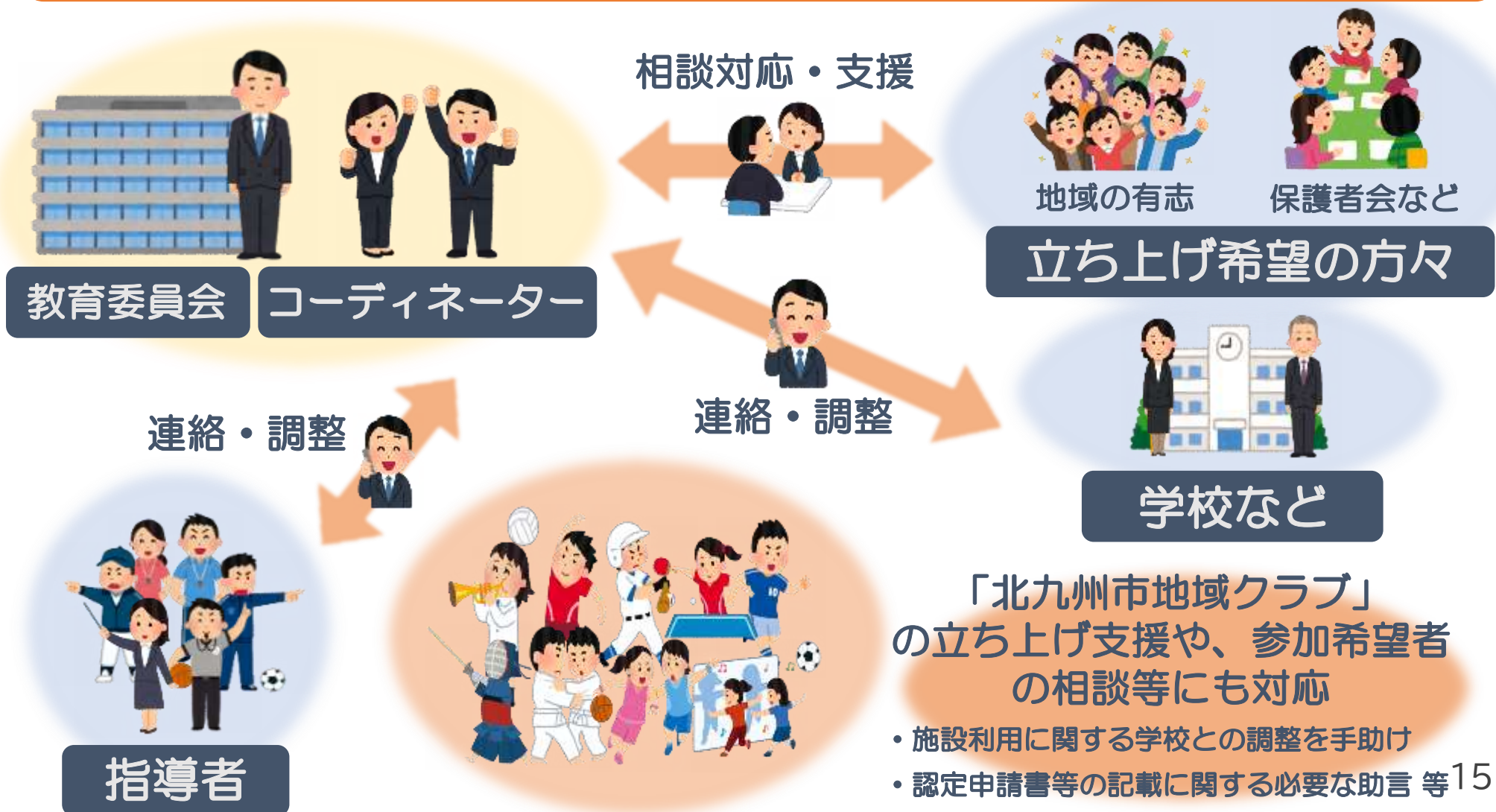
認定証交付者数：614名
(令和8年5月21日時点)

指導



「北九州市地域クラブ」14

コーディネーター・相談窓口の設置



市の推進計画の中間年度において、地域クラブ活動の現状等を丁寧に把握し、今後のステップへ円滑につなげていくため、様々な当事者の視点からの意見交換を行っていく。

＜主な意見交換テーマ（案）＞

◆地域クラブの現在の活動状況も踏まえた、現状・課題

(現状・課題の例)

- 地域クラブ活動への理解促進に関すること
- 地域クラブの設置・運営に関すること
- 指導者の確保・充実にに関すること
- 活動場所・施設の確保に関すること

※ 地域クラブへのヒアリング、生徒アンケート、中学校訪問等も実施予定

◆地域クラブ活動の円滑な推進に向けた取組

(取組の例)

- 地域クラブ活動に関するFAQ
- 地域クラブ設立・運営の手引き
- 地域クラブ立ち上げ支援等に係る相談窓口の充実